

第16期 第2回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年10月26日(木) 午後1時40分～午後3時40分

2 場所： 豊見城市役所3階 議会第3委員会室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 宮里 由美子 ・ 名嘉眞 朝仁

7 現場調査日時： 平成29年10月26日(木) 午後1時41分～午後2時30分

8 現場調査数： 2 件

9 付議すべき案件

議案第 1 号	農業委員会事務局長の専決事項について
議案第 2 号	買受適格証明に係る許可申請等の許可等について
議案第 3 号	農地法第3条の規定による許可申請について(6件)
議案第 4 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)
議案第 5 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(1件)
報告第 1 号	農地転用後の利用状況の報告について(2件)
報告第 2 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について(2件)
報告第 3 号	現況証明願について(5件)
報告第 4 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(1件)
報告第 5 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(1件)
その他	全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について

10. 会議の内容

会長 定刻の1時半を過ぎていますが、第16期豊見城市農業委員会第2回総会を開催いたします。

(午後1時40分) 開会

会長 本日の議事日程は、皆さんのお手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員の宮里由美子委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、議事録署名委員に第4番委員の宮里由美子委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
本日提案された議案等についての現場調査2件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時41分

再開 午後2時30分

会長 再開します。
ただいまより議案案件の審議に移ります。議案第1号について、事務局の説明をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農業委員会事務局長の専決事項について」説明をいたします。お手持ちの議案書の1ページ、表紙からめくって3枚目、こちらが1ページになります。農業委員会事務局長の専決事項について。農業委員会における事務処理の効率化及び迅速化を図るため、次ページの事項について農業委員会事務局長に専決の権限を付与していただきたく、提案をするものでございます。

2ページをごらんください。農業委員会事務局長の専決事項（案）、2つございます。まず1番目、現況証明の可否の決定についてでございます。方針といたしまして、現況証明の可否の決定について、農業委員会事務局長に専決をさせる。また、現場調査については、必要に応じて省略できるものとする。理由について説明します。現況証明は、主に農地等の登記簿の地目、これを「畑」又は「田」から他の地目に変更登記する際に登記所から要求されます。農地転用の申請者は、農地が転用申請等の用途に転用されたときは、現況証明願を農業委員会に願い出て現況証明を発行してもらい、地目変更登記申請書に当該証明を添付して地目変更登記をすることになります。現況証明の願い出は不定期に出されることが多く、また、緊急を要することが多いため、事務処理の効率化・迅速化を図るため、証明の可否の決定を農業委員会事務局長に専決の権限を付与させたいと考えております。

次に2番目、市街化区域内農地の転用届けの受理・不受理の決定。ただし、特に慎重に審査する必要がある場合を除きます。方針ですが、市街化区域内農地の転用届けの受理又は不受理の決定を農業委員会事務局長に専決をさせていただきたいと考えております。ただし、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査をする必要がある場合はこれを除くものとします。理由についてですが、市街化区域内農地の転用につきましても、届出書の提出があった場合には、速やかに形式上の審査を行って適法なものは受理とし、適法でないものは不受理としなければなりません。当該届出の提出は不定期に出されることが多く、また、緊急を要することが多いため、事務処理の効率化及び迅速化を図るため、別紙の事務処理基準に基づき、受理または不受理の決定を農業委員会事務局長に専決の権限を付与させていただきたいというものでございます。ただし、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査をする必要がある場合は、事務局長の専決の対象外とし、農業委員会総会での審議対象としたいと考えております。

この市街化区域内農地の転用届けの受理、不受理の規程を、別紙ですが、3ページのほうに記載してございます。市街化区域内農地の転用届けの受理または不受理の事務処理規程（案）でございますが、まず、第1条、農業委員会事務局長は、届出書等の提出があったときは、直ちに届出者に対し、農業委員会で

届出が適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないように指導をします。

次に届出の受理、不受理でございますが、農業委員会事務局長は、届出書の提出があった場合には速やかに形式上の審査を行って適法なものは受理とし、適法でないものは不受理とします。届出を適法でないとして不受理とすることが出来る場合は次の4つの場合とします。まず(1)届出に係る農地が市街化区域にない場合。(2)届出者が届出に係る農地になんらの権限も有していない場合。次に(3)届出書に添付すべき書類の添付がない場合。次に(4)その他、明らかに適法でない認められる場合がございます。

次に事務処理について、農業委員会事務局長は、届出書の提出があった場合は、直ちに受理又は不受理の決定に係る事務を行い、受理又は不受理の通知書が遅滞なく届出者に到達するように処理をします。この場合、不受理の通知書には、届出書を受理しないこととした理由を付すものとします。

次に届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会において報告をするものとします。

以上でございます。ご審議、よろしく申し上げます。

会長

お疲れさまです。

事務局の説明は終わりました。

議案第1号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(8番委員挙手)

会長

8番委員。

8番委員

2ページの下のほうですけれども、農地等の利用関係に紛争がある等によりというのは、何かこういうのはよくあるのですか。どういう事例なのですか。

事務局

特に今まで、そういう届出について、こういった利用関係に紛争があったということはありません。ただ、どうしても、例えば共有農地であったりとか、もしくはそういう権利関係で何かもめごとがある、そういうものについては、事務局長の専決事項からは外して、総会でもって審議をしたいという考えです。

8番委員

これはあれですか。利用権設定がされていて、返したくないと言っているとかそういうときにとということですか。

事務局 いえ、利用権の設定とは全く別物です。これも転用ですので、畑以外のものに転用したいというときの届出なのです。

8番委員 紛争というのは、だから、それに対して、畑をやっている人がほかにいて、転用したらこの畑が使えなくなるからだめとかそういうもめごとですか

事務局 そうですね、そういうこともそれに該当すると思います。

8番委員 わかりました。
あともう一ついいですか。農業委員会総会とありますけれども、この集まりは毎回総会なのですか。

事務局 はい。毎月、定例の総会をやっています。

8番委員 はい、わかりました。

会長 ほかにいらっしゃいませんか。では、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 議案第1号、現況証明の可否の決定及び市街化区域内の農地転用届出の受理又は不受理の決定については、農業委員会事務局長に専決させることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第1号の現況証明の可否の決定と市外化区域内の農地転用届出の受理・不受理の決定については、農業委員会事務局長に専決させることに決定いたします。
次に議案第2号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第2号「買い受け適格証明に係る許可申請等の許可等について」説明いたします。
お手持ちの議案書の4ページから8ページまでをごらんいただきたいと思いま

す。議案第2号「買い受け適格証明に係る許可申請等の許可等について」農地の買い受け適格証明に係る許可申請等の許可等の他、当該証明に係る事務処理について、次のように取り決めたいので提案をいたします。

5 ページをお開きください。買い受け適格証明を受けた者が行う農地法上の許可申請等の手続等について。方針につきまして、本市農業委員会は、買い受け適格証明を有する旨を証明し、又は処理意見を付して沖縄県知事に送付する議決を行った場合において、当該買い受け適格証明を受けた者が最高価買受申し出人または次順位買受申し出人となり、当該許可の申請書または届け出書を提出した場合、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた時を除き、総会での審議、採決を省略して許可をし、届け出を受理し、又は同旨の意見を付して沖縄県知事に送付して差し支えないものとする。また、許可申請書、届出書等に添付すべき書面で、当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書又は届出書等の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとする。理由につきまして、買受適格を有する証明を行った者が、競売等において、最高価買受申し出人または次順位買受申し出人となった場合、その後に農地法上の許可を得るために手続が必要となります。しかし、一度、農地の権利移動について適格と判断した者が行う農地法の手続につきましては、農業委員会会長が当該証明の交付時と事情が異なっていると認められたときを除き、事務処理の迅速化を図るため、総会での審議、採決を省略しても支障がないと認められるためでございます。また、農地法上の許可を得るための手続上、許可書または届出書に添付が義務づけられている書面につきましても、買受適格証明願の提出時に添付されていることから、申請人の負担の軽減及び事務処理の簡素化を図るため、当該添付書面については、許可申請書又は届出書等の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより、添付しないことを記載して、添付することを省略しても支障がないと認められるためでございます。この手続については、議案書の7ページにございます、これは民事執行法による農地等の売却の処理方法についての1の4に基づく手続でございます。

8 ページをごらんください。これは民事執行法による農地等の売却の処理方法について、国からの通知でございますが、棒線を引っ張った箇所。これは、要は買受適格証明願で、買受適格の資格があると証明をした方が、競売で落札をした場合、引き続き農地法の許可の申請とか届出が必要になるのですが、これも一度買受適格証明の審議のときに、資格については十分審議をしておりますので、次の許可、もしくは届出、こういったものにつきましては、総会での審議とか、そういうものを省略して、受け付けと同時に県知事へ送付をする、そういう手続をやるというものでございます。これにつきまして、国の通知には

こういうことについて、総会等で議決しておきなさいということになっておりますので、これに基づいて総会の議決を得るものでございます。

次に6ページにお戻りください。次、2番目でございますが、一度、審議、採決した案件に係る買受適格証明願の不受理についてでございます。方針といたしまして、本農業委員会は、一度総会において買受適格証明に係る審議、採決を行った場合において、後日同じ案件に係る買受適格証明願が提出されても受理しないものとしたと思います。理由でございますが、買受適格証明は、農地の競売等に参加するために必要となるものでございますが、当該競売等については新聞又はインターネット等において情報が公開されることから、当該競売に参加する意志を持ち、かつ買受適格を有する証明の発行を願い出る者は、当該競売の入札期間等を十分考慮し、時期を逸することがないように、本農業委員会に買受適格証明願を出す必要があります。仮に、総会で買受適格証明に係る審議、採決が終了した後に、同じ案件に係る買受適格証明願が提出され、後日、臨時総会等を開催して同じ案件について審議、採決を行うようなことは、事務の公正、公平な執行に支障をきたし、農業委員会に必要以上の負担を負わせるものと認められるため、一度総会において買受適格証明に係る審議、採決が行われた案件については、当該案件に係る買受適格証明願が出されても受理しないというものでございます。

以上で、議案第2号について説明を終わります。ご審議のほうをお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。議案第2号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(8番委員挙手)

会長

8番委員。

8番委員

6ページと書かれているものの、今最後に説明した不受理の説明のところ、意味がわからないのですが、もう1回聞いてもいいですか。

事務局

6ページのどちらのほうになりますか。

8番委員

全体ですね。審議、採決を行って、後日同じ案件が来たら受理しないというのは、どういうことですか。

事務局 これは、例えば、買受適格証明願についても、総会の議事案件になります。これについて、一度審議して採決が行われたもの。ところが、これについて、またその後で同じように買受適格証明願を出された場合は、もうこの件については審議、採決は既に終わっているということで、もう受理はしないということでございます。

8 番委員 つまりこれは、最初の願い出で却下されたものだったらという意味ですか。

事務局 ではないです。

8 番委員 ああ、違う。

事務局 一度審議が終わったものについて、それ以降、また同じような、別の方から買受適格証明願が出されても、もうそれは受理しませんという意味です。

8 番委員 別の方？

事務局 はい。ちょっと休憩でいいですか。

会長 はい、休憩とります。

休憩 午後 2 時 45 分
再開 午後 2 時 50 分

会長 再開します。
ほかに質疑はないですか。
これより採決に移りたいと思います。議案第 2 号について、事務局の説明のとおり、事務処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 2 号については、事務局説明のとおり、事務処理することに決定いたします。
次に、議案第 3 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 3 号について説明いたします。

議案書の 10 ページをお開きください。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、ごらんのとおり、整理番号 1 番から 6 番まで、6 件の申請がございました。それぞれの説明に入る前に、12 ページをお開きください。今回の整理番号 1 番の方の例をとって、少し説明させていただきます。

農地法 3 条は、畑を畑として権利取得するためのものになっています。その許可がおりるかおりないか、判断については、この表の中で、左手の法令事項という欄があると思いますけれども、農地法第 3 条の第 2 項の 1 番から 7 番、1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、この各号に 1 つでも該当してしまうと許可ができないこととなっております。それを踏まえて議案の説明に入らせていただきます。

整理番号 1 番について、この 12 ページでご説明いたします。申請のありました、豊見城市字翁長真謝原 460 番 1 につきましては、こちらは今年の 8 月に申請がありまして、それから 8 月総会、9 月総会で保留となっている案件でございます。保留の経緯ですが、8 月、9 月ともに、この農地法第 3 条第 2 項 1 号の全部効率利用が認められないかどうか、認められるかどうかについて疑義が生じたため、保留となっています。その内容としては、まず、この第 3 条第 2 項 1 号の全部効率利用要件の規定については、権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、許可を取得した後において、耕作すべき農地の全てを効率的に耕作すると認められない場合は許可できないものとしております。その判断の要素としては、農業用機械の保有、あるかどうか、その使用状況、また、労働力がしっかりあるかどうか、農作業等の技術、通作距離などから総合的に勘案することとなっておりますが、今回の譲受人の場合は、農業用機械の保有状況について、それから営農に必要な水の確保等について、保留となっておりまして、再度調査をした結果を踏まえて、本日の総会で審議することになっておりました。その調査の結果ですが、農業用機械については、現在の保管場所というのが大宜味村、現在経営されているマンゴーハウスがあるのですが、それが大宜味村の圃場にありまして、許可後は、今の場所から必要になったときにその都度運んでくるとのことで報告がありました。大宜味村農業委員会の事務局と農業委員の方の協力のもと、そして譲受人も同行して、その農業用の機械の現物を見るために、現場確認を行っており、この農業用の機械があったことがしっかり確認できております。次に水の確保の件については、今回の申請地の隣に、議案書 11 ページの航空図で、申請地の上に 459-1 という畑があると思います。こちらが譲受人の旦那さんの畑になっているのですが、こちらに井戸があるということで、こちらが僕が現場を見に行き、井戸があることは確認できたので、水の確保についても大丈夫ではないかと思っています。これらの調査結果を踏まえますと、整理番号 1 番の農地法 3 条の申請については、第 3

条第2項1号に該当しないと判断されますので、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号2番、議案書14ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字田頭田原176番4につきましては、農地法第3条第2項の4号の農作業に常時従事するかどうかについて、該当の有無が空白となっていると思いますが、委員の皆様にはこの議案書を発送した後も引き続き調査する必要がございますので、空白とさせていただいているのですが、その後の調査の結果、農地法第3条第2項の4号を含めて、各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号3番です。16ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字上田西後原372番4につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号4番、18ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字与根南浜崎原531番6、531番7につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号5番につきまして、議案書20ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字与根西中原215番3、221番4につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号6番につきまして、議案書22ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字与根南浜崎原533番2につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第3号は1件ずつ審議しますが、整理番号4番から6番は関連するので、一括で審議します。まずは、整理番号1番について審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(7番委員挙手)

会長

7番委員。

7番委員

整理番号1番ですが、機械の確認、本人も一緒に行って水もあるということですが、通作距離は本当に適合するのか。大宜味からわざわざ50坪のオクラをつくり、それで本当に利益が出るという自信が、本人にあるのかどうか。意思確認といえますか。

事務局 そうですね、8月の申請から保留になるたびに、本人に代理人を通じて一応確認は常々しています。

7番委員 代理人？ 本人じゃないの？

事務局 代理人申請ですね。

7番委員 50坪のオクラというのは、本当に大宜味から機械を持ってきて、売り上げにつながるのかという発想がちょっと、これはまだ納得できていないというのがあります。

事務局 一応、本人の住所は●●市なので、通作で言えば、自宅からという考えであれば、十分可能な範囲ではあります。ちょっとこの方の説明をします。この方はお一人で、大宜味村でやっているということではなくて、年間180日を超える方法で、1人雇用されていて、この方については大宜味村をメインでやってもらっていると。もちろん譲受人本人も大宜味村にも行きますが、この方は、●●のほうでカフェの経営者としてもやっているみたいで、●●の自宅から●●のほうまで、年間を通して行ったり来たりしているので、その間に今回の申請地もあるということから、通作距離については問題ないと考えています。農業用の機械も、僕も写真で見ただけなのですが、大宜味村の農業委員会で写真を撮ってくれていたのですが、これは使うときに持ってきますと、僕は多分、これまで2、3回はちゃんと聞いているのですが、やはりそういう回答でした。

7番委員 代理人が回答したのですか。

事務局 代理人が●●さんに確認をとっています。

7番委員 お店をやっているという確認はとった？ 証明といいますか。

事務局 証明までは取っていません。

7番委員 要は●●さん名義という確認はとっていないということですね。

事務局 そうです。お店自体の名義は、とってはいないです。

会長	7番委員、いいですか。
7番委員	はい。 (2番委員挙手)
2番委員	大宜味では、何をつくっているのですか。
事務局	マンゴーです。
2番委員	何坪ぐらい。
事務局	坪ではごめんなさい、㎡で言うと 8,164 ㎡あります。
2番委員	それで、その機械を写真で見たということですが、トラクターですか、管理機ですか。
事務局	申請に上がっているものは、耕運機、トラクター、農薬散布機とか草刈り機、移動用のトラックというのは、申請に上がってきているものです。
2番委員	移動用のトラックも持っているわけ。
事務局	はい。その写真も全部もらいました。
2番委員	先ほど意見があったけれども、確かにオクラでこの規模でというのは、ちょっとあり得ないかと思うけれども、でも一応、本人がそこまでしてやりたいということなので、それを確信して、いいのではないかと思います。以上です。
会長	ほかにございませんでしょうか。これより採決に移ってよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
会長	整理番号1番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定いたします。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(6 番委員挙手)

会長 6 番委員。

6 番委員 先ほどの説明の中で、第 2 項 4 号の農業に従事する日数がもうちょっと確認したいということで保留になっていて、空白にされていると伺いましたけれども、この方は別の仕事もしながらという形とか、あるいはどういう判断で。

事務局 ちょっと戻るのですが、10 ページのほうで確認できるのですが、この譲受人は、JA の臨時職員、農業には 150 日従事しますと申請がございました。その数字が本当につくれるかどうかというところで、議案書の郵送まで確信を持てるものがなかったので引き続き調査をしていたのですが、直接、勤め先の JA 小禄支店の組合員課に問い合わせました。この 150 日の内訳というのが、1 月から 12 月までの通常の休日に加えて、年休が 40 日となっていました。これで 160 日です。そのうち 150 日従事しますということで申請が上がってきていたので、まず年休が、果たして 40 日、本当に確保できているのか。これについて問い合わせをしました。確認したところ、確かに年休 40 日付与されているということが確認とれましたので、150 日はしっかりできる日数として考えていいのではないかということで、ここは空白ですけれども、農業委員会事務局としては、該当しないという言葉が入るかと考えています。以上です。

会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(7 番委員挙手)

会長 7 番委員。

7 番委員 申請地のほかに糸満市で同時申請ありとなっておりますが、これからということ？

事務局 昨日、総会があったみたいですが、糸満市での申請案件は許可になっているそうです。

7番委員 これはこの譲受人が1人で？

事務局 申請は、譲受人が、この150日することに加えて、譲受人のご両親が、それぞれ100日お手伝いできますということで、申請書には記載されています。

7番委員 糸満で3,850㎡？ 今回の申請地も足して？

事務局 はい。

7番委員 機械とかもそろっている？

事務局 はい。これは僕も機械の現物を見に行きました。

7番委員 年間150日で1日8時間確保できる。

事務局 はい。

7番委員 わかりました。

会長 これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号2番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号2番については許可することに決定いたします。

次に整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定いたします。

次に整理番号 4 番から 6 番は関連しますので、一括して審議をします。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移りますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 4 番から 6 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番から 6 番については許可することに決定いたします。

次に議案第 4 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 24 ページをお開きください。
議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。
それでは、申請案件についてご説明いたします。それでは、整理番号 1 番につきまして、31 ページをお開きください。
休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 08 分

再開 午後 3 時 14 分

会長

再開します。

事務局

申請のあった土地は、伊良波西原 545-12、用途は農家住宅、当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 4 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明は終わりました。

議案第 4 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。議案第 4 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 4 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に議案第 5 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、伊良波西原 530-1、用途は貸駐車場（レンタカー）、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 5 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

これより審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

(7番委員挙手)

- 会長 7番委員。
- 7番委員 これ、レンタカーは乗用車のみですか。
- 事務局 そうです。
- 7番委員 キャリアカーは入らないんだ。
- 事務局 そうですね。通路が狭いので、キャリアカーみたいな大型車は入ることができないので、1台ずつ運ぶ。
- 7番委員 この中に入るときに、住宅が3軒あるんだよね。
- 事務局 はい。
- 7番委員 こっちは多分小さい子もいると思うので、速度に注意して通行するように。
- 事務局 そうですね。計画書の中にもあるのですが、利用に当たっては、周辺の畑、この周辺の畑についてはご親戚みたいなのですが、それから周辺の住宅の方に迷惑がかからないようにちゃんと利用しますということです。
- 7番委員 わかりました。

(6番委員挙手)

- 会長 どうぞ。
- 6番委員 申請の際には、迷惑をかけないようにいたしますというのは、普通に言うことだと思うのですが、周辺の方にも一応事情を説明して、承諾を得るということで、理解を求めていますか。
- 事務局 これは農地法の判断において、周辺地の方の同意というのは必要ありません。同意をもらえないから不許可という判断はできないということです。

6 番委員 いやいや、ある程度事前にお話を、トラブルを防ぐためにある程度の事情、要件ではなくても、ある程度こういった形でやりたいんだけど、しかもあそこは向こうの道路は袋小路といいますか、前に行けないような状態だから、これだけの車が入ってくると、どうしても周辺を行ったり来たりする場合の、ただこっちに置いておくだけではなくて、やはり出入りは多くなってくると思うので、数が多いし、道路を見たらUターンをしなくてはいけないような道路で、周辺の皆さんにある程度は話をして承諾得ているのかと思ひまして。

事務局 そうですね。今回の申請地を見て気になったので、隣地の地権者についてはお話しして同意をもらうように伝えて、その同意はいただきましたということで、数日前ご連絡がありました。

6 番委員 もらったということですね。

事務局 そうですね。本来は必ずもらわないといけないということではないですけども。

6 番委員 そういうことを聞いているんじゃないよ。これは要件だとしても、ある程度は、紛争といった、後でごたごたしない前に、ある程度理解を求めていращやるのかということだけをただ聞いただけですので、ありましたということであれば、それはそれで結構だと思います。

事務局長 今、6 番委員がおっしゃったように、こういう事後のトラブルを予防する意味からも、当然それはもう事業者の方は当然やるべきことだと思います。ただ、今言われたそういう承諾があるかないかということは、農地法上の許可とは別の話だということです。

2 番委員 休憩。

会長 休憩。

休憩 午後●3 時 08 分
再開 午後●3 時 14 分

会長 再開します。
ほかにございませんでしょうか。

これより採決します。議案第 5 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 5 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次に報告案件に入ります。初めに報告第 1 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 40 ページをお開きください。
報告第 1 号「農地転用後の利用状況の報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ありがとうございます。
ただいまの報告第 1 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 2 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 42 ページをお開きください。
報告第 2 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ありがとうございます。
ただいまの報告第 2 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 3 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 44 ページをお開きください。

報告第 3 号「現況証明願について」

5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 3 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に報告第 4 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 46 ページをお開きください。

報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」

1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 4 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行していきます。

次に報告第 5 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 49 ページをお開きください。

報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」

2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 5 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行していきます。

次にその他事項について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

説明いたします。

議案書は 53 ページからになります。53 ページからなのですが、まず 55 ページで説明いたします。全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議の採択のお願いということで、沖縄県農業会議のほうから市町村農業委員会の会長宛

てに依頼がございます。毎年、申し合わせ決議をしています。今年も申し合わせ決議をするようにということで、この黄色い線のとおり、農業委員会においても普及推進に関する申し合わせ決議（仮称）を総会等で採択していただきますようお願いいたしますということで来ております。豊見城市の申し合わせ決議の案が 53 ページになっています。

読み上げます。

全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議（案）。農業委員会の情報提供活動については、改正農業委員会法においても、第 6 条第 3 項 2 号に「農業一般に関する調査及び情報の提供」が明記されている。改正の主眼である。「農地利用の最適化」については、法律・制度や最新の支援施策、先進地事例等の「生きた情報」を地域の農業者で共有しないことには、成果は期待しがたい。このため、本農業委員会においては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一丸となり「情報提供活動なくして農地利用の最適化なし」の気概をもって全国農業新聞の普及推進の一層の強化を図ることとする。よって、以下の取り組みについて、ここに決議する。

「全国農業新聞の農業委員及び農地利用最適化推進委員 1 人につき 2 部以上の新規申込みの確保並びに農業委員数及び農地利用最適化推進委員数の 5 倍以上の購読部数達成」に取り組もう。平成 29 年 10 月 26 日、沖縄県豊見城市農業委員会。これが申し合わせ決議（案）となっております。

以上です。

会長

それでは、ただいま事務局が読み上げました全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議（案）について、拍手でもって承認決議をお願いしたいのですが。

（一同拍手）

会長

ありがとうございます。

皆さんの拍手でもって決議されましたので、よろしく願いいたします。

本日は、以上をもちまして、議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、また推進委員の皆様にも、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

平成 29 年 10 月 26 日（木）

午後 3 時 40 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

4 番委員

宮里 由美子 

5 番委員

石嘉真 朝仁 